

平成29年 第6回

教育委員会定例会会議録

平成29年6月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2474号

平成29年第6回定例会

日 時 平成29年6月13日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2463号 第1回定例会(平成29年1月10日開催)

第2464号 第1回臨時会(平成29年1月24日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第43号 港区学校教育推進計画改定方針(案)について
- 2 議案第44号 港区生涯学習推進計画改定方針(案)について
- 3 議案第45号 港区スポーツ推進計画改定方針(案)について
- 4 議案第46号 愛宕弓道場の継続について
- 5 議案第47号 港区立図書館サービス推進計画改定方針(案)について
- 6 議案第48号 港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)について

### 日程第3 教育長報告事項

- 1 港区立港郷土資料館の夏季休業期間中の臨時開館について
- 2 港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について
- 3 後援名義等の5月使用承認について
- 4 生涯学習推進課の5月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の5月の各事業別利用状況について
- 6 図書館・郷土資料館の5月行事实績について
- 7 図書館の5月分利用実績について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから平成29年第6回港区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、本日の日程第2、審議事項の運営方についてお諮りいたします。審議事項の1及び2、3、5、6につきましては、それぞれ関連する計画の改定方針について審議するものです。そのため日程を変更して、先に審議事項1及び2、3、5、6の順番で審議し、その後審議事項の4を審議したいと思います但よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

○小島委員 分かりました。

#### 日程第1 会議録の承認

第2463号 第1回定例会（平成29年1月10日開催）

第2464号 第1回臨時会（平成29年1月24日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成29年1月10日開催の第2463号「第1回定例会の会議録」、並びに平成29年1月24日開催の第2464号「第1回臨時会の会議録」につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは、承認することに決定いたしました。

#### 日程第2 審議事項

##### 1 議案第43号 港区学校教育推進計画改定方針（案）について

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。議案第43号「港区学校教育推進計画改定方針（案）」について、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第43号「港区学校教育推進計画改定方針（案）」についてご説明させていただきます。

まず今回、教育ビジョンに関連する五つの計画それぞれの改定方針をご審議いただきますので、それに共通する内容についてまずご説明いたします。初めに、参考資料としてお配りしました「港区基本計画（後期3年）の見直し方針について」をご覧ください。

まず基本計画の計画期間ですが、1ページ目リード文のところにありますように、平成27年度

から32年度までの6年間となっております。平成29年度に後期3年の見直しを行いますので、この後の審議事項である五つの計画と同じで、ちょうど中間の見直しに当たります。それに基づきまして今回、このように出てきているものでございます。

こちらの最初から4行目のところで、後期の計画につきまして港区の目指す将来像「区民一人ひとりが誇りに思える成熟した国際都市」を堅持していくということと、8行目の「新たな要素を取り入れた今日性を持った計画に見直します」ということが基本的な考え方になります。

次に4ページ目をご覧ください。「見直しの基本的な考え方」という四角に囲ってあるところですが、3年後に迫ったオリンピック・パラリンピックの関係ですとか、人口増加を見据えて、後期3年間で「地域共生社会」の実現に向けた基盤づくりに重点的に取り組むことを掲げております。

続きまして、同じく4ページ目の一番下、「見直しに向けた基本姿勢」の(2)番「重点課題の着実な取組」の下から2行目のところですが、「地域共生社会」の実現に向けた新たな重点課題として、「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」を追加したことがポイントとなっております。その他、五つの重点課題に引き続き取り組むということで、5ページ目をご覧ください。こちらで重点課題を六つ掲げています。一つ目が新たに加わった「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」です。二つ目「大幅な人口増加を見据えた行政サービス」。3番目『「参画と協働」の取組の充実』の2行目から3行目にかけて、「新たに民間や全国との連携を活用」していくことが掲げられております。4番目「安全・安心」。5番目「都市機能のバランスに配慮したまちづくり」。6番目「オリンピック・パラリンピックを見据えたソフト・ハードの推進」となっています。

次に6ページ目をご覧ください。下の方の(6)番の「多様な主体との連携・強化」の下から3行目・2行目に、「行政、区民、民間、全国各地域の四つの力を活用し」各施策を効果的に実施していくという、見直しに当たっての方針が掲げられています。

教育に関する五つの計画につきましても、特に多様な主体との連携ですとか、「地域共生社会」の実現に向けた取組ですとか、そういったところを重視しつつ、この基本計画の見直し方針の5ページ目にある重点課題をそれぞれ意識し、計画の中にその要素を盛り込み、今回の改定方針をまとめてございます。

さて、議案第43号に入る前に、もう一つ、この五つの改定方針の構成についても参考までに触れさせていただきますと、こちらはそれぞれ3項立ての組み立てとなっております。一つ目が現状、国や都ですとか区の現状について、平成27年2月の現計画策定から今に至るまでの変化をまとめております。二つ目が改定の方向性で、主に目指すべき姿ですとか今後の改定に当たっての考え方をまとめております。最後、3番目が改定に当たってということで、検討体制と改定スケジュール、周知方法についてまとめてあります。

それでは、議案第43号「学校教育推進計画改定方針(案)」の本文の1ページ目、改定方針(案)をご覧ください。項番1の「学校教育を取り巻く現状」から説明させていただきます。

まず一つ目が「国等の状況」でございます。こちらは情報化・グローバル化の進展、人工知能の

進化、そういう変化が激しくて先が予想しづらい社会の中で、国は平成29年3月、小・中学校の学習指導要領を改定しました。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施の予定となっております。改定要領では「小学校5、6年の英語の正式教科化」と「小学校でのプログラミング教育の必修化」、「小・中学校の全教科での『主体的・対話的で深い学び』の充実」など、時代の変化に応じた新たな学びの姿が打ち出されております。

また平成27年12月には中央教育審議会が、学校と地域の一層の連携により学校が抱える複雑困難な課題を解決し、子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を育成するために、全ての公立学校が地域との連携・協働による「コミュニティ・スクール」、いわゆる学校運営協議会制度の推進を目指すべきとの答申をまとめました。その中では学校組織のあり方や業務のあり方を見直して「学校の機能を強化していく『チームとしての学校』の体制を整備していくことが必要である」としています。

一方、東京都は、平成29年1月に「東京都教育施策大綱」を策定しました。「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」、「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」を目指すべき子どもたちの姿として掲げ、「新しい価値を創造する力を育む教育の推進」や「世界で活躍できる人材の育成」などを重点事項としています。あわせて東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、同大綱の中で「都内の全学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する」としております。

次に(2)「港区の状況」でございます。2ページ目をお開きください。区では平成27年2月に策定した「学校教育推進計画」に基づいてさまざまな施策を展開しておりますが、平成27年4月には港区で2校目となる施設一体型の小中一貫教育校「白金の丘学園」を開設し、全アカデミーで幼・小中一貫教育を開始いたしました。

また平成29年4月から、これまでの東町小学校に加えて新たに南山小学校で国際学級を開設、さらに子どもたちの家庭の状況に応じて悩みや課題を解決する手助けや、学習等の支援を行っていく「学びの未来応援施策」を展開しています。

次に、区の人口の方を目を向けますと、子育て世代を始めとして非常に増加している状況です。平成29年2月には昭和38年以来54年ぶりに25万人を突破、平成40年には30万9,000人となる予想です。さらに年少人口についても、平成29年3月の3万2,000人から36年には4万人、平成40年には4万4,000人となることが見込まれており、こちらも児童・学級数の増加に対応した施設、あるいは教育の質の確保に取り組んでおります。

続きまして、項番2「学校教育推進計画改定の方向性」でございます。こちらの改定に当たりましては4行目の現行計画に掲げる目指すべき子どもの姿、「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」及び四つの基本目標を継承して参ります。

あわせて、現行計画におきまして10の施策、30の事業を位置づけておりますが、これにつきましてはこれまでの取組の成果ですとか新たな課題、そういったものを踏まえて見直すこととしておりまして、港区として学校教育をさらに充実・発展させるため、四つの方向性を示し、学校教育

推進計画の考え方を記載しております。

それでは、まず方向性の一つ目です。「自ら学び、考え、行動する子どもを育成するため、『徳』『知』『体』を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進」することですが、この中で主な取組として新たに追加していく要素は、道徳教育の推進ですとか学校図書館機能の充実、あとは学習指導要領の改定が控えておりますので、それを踏まえた教育の推進です。それから、3ページ目にございます、オリンピック・パラリンピックの大会を目前に控えているところでの教育の推進、こういったものを計画に盛り込んでいければと思っております。

方向性の2番目は、「子どもたちの個性と能力を伸ばし、一人ひとりが夢と希望を持ち、未来を切り拓いて生き抜いていく力を育成します」。この取組は、特に共生社会を実現していくという要素が新たに基本計画の中でも盛り込まれておりますので、そこを踏まえての特別支援教育の充実ですとか就学前教育の幼・小中連携教育の充実、国際理解教育の推進やICT活用、これは学習指導要領の改訂を踏まえたICTの活用による情報活用能力の育成、体験学習の充実を想定しております。

続きまして、方向性の3番目、「家庭や地域との連携、企業や大学等の多様な主体との協働により、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します」ですが、こちらは開かれた学校づくりということで、保護者・地域への情報発信の充実、多様な主体と連携した教育という観点から、地域とともにある学校づくりの推進を目指します。港区にはさまざまな企業や大学、NPO、大使館といった地域資源がありますので、各所にご協力をいただきながら特色ある教育を推進し、多様な学びの場を創出していければと考えています。

次の方向性、4番目の「学校の教育力の向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心に、生き生きと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します」は、主にハード面での教育環境の充実についてとなっております、まず幼児・児童・生徒の増加への対応を挙げております。4ページ目をお開きください。例としては、安全・安心、そういったものへの取組の推進、それと新たにスタートしております子どもたちの「学びの未来応援施策」、この辺を着実に進めていくこと、これは新たな中教審の中でも提言がありました「チームとしての学校」であり、こうした体制の整備に取り組んでいくこと。そして社会問題ともいえる教員の長時間労働について、負担を軽減していく取組、この辺を計画に盛り込んでいくことにしております。

最後に、項番3「学校教育推進計画の改訂に当たって」です。

(1)「検討体制」は、公募区民の方や学識経験者、教育関係団体の代表といった外部の方と、校・園長先生で組織します「学校教育推進計画検討委員会」、及び庁内関係部局のメンバーで構成する検討会を、それぞれ開催して審議を進めていく方針でございます。

(2)「改定スケジュール」については、まず本日の教育委員会を経て改定方針が決定いたしますので、それを踏まえまして検討委員会、検討会等々で計画内容の検討を進めてまいります。

その後は11月から12月にかけて素案についてのパブリック・コメントを実施、それを踏まえまして案を作成し、教育委員会等で審議いただき、平成30年2月に計画決定と考えております。

最後、(3)「周知方法」ですが、ホームページへの掲載、広報誌等への掲載を考えております。

また、(1)「検討体制」の中で検討委員会、検討会のお話をさせていただきましたけれども、実際のその検討委員会、検討会のメンバーの方のお名前をお配りしておりますので、ご参照ください。

説明は以上となります。

○**教育長** 説明は終わりました。ご意見ご質問、お願いします。

私からですが、1ページ目の中程に、これからの学校教育を考えるに当たって、大きな方向性として学校運営協議会制度の導入というのがあります。その設置が法改正で努力義務化されたということで、いつかは別にして、義務化されると思います。まだ努力義務なのですが、今後の方向性をどこか記載した方が良いと思うのですが、どうでしょうか。

○**教育政策担当課長** いわゆるコミュニティ・スクールの要素としましては、3ページにあります方向性の3項目目、丸の2番目の、地域と連携して一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりですとか、あと3番目で企業や大学、NPO等の団体、大使館など、そういった多様な学びの機会を創出ですとか、それからこれは方策になると思うのですが、4ページ目の方向性の4番のところの丸の二つ目と三つ目で「チームとしての学校」というようなものをさらに進めていくことで、いずれはコミュニティ・スクールに発展していくですとか、あとは最後の丸のところ、こういったものを活用していくことで、先生方の負担軽減にもつながりつつ最終的にコミュニティ・スクールにたどり着くとか、そういった流れがあるかと思っております。

○**教育長** 「チームとしての学校」と「コミュニティ・スクール」とは全然違うものです。そこは誤解のないように確認しておかないと、おかしい話になってしまいます。

もう一つは、この学校教育推進計画の対象として幼稚園も入っていますが、検討組織の構成メンバーとして小学校PTA連合会と中学校PTA連合会は入っていますが、幼稚園PTA連合会が入っていませんね。これは大丈夫なのですか。

○**教育政策担当課長** 前回の計画策定時においても、このような体制で進めておりますが、幼稚園の計画につきましては幼児教育推進アクションプログラムも同時に策定することになっておりまして、こちらの方はそうした方々にも入っていただくのかなと考えておりますが、今回の学校教育推進計画はこのメンバーでやらせていただきたいと思っております。

○**教育長** 本当に大丈夫ですか。アクションプログラムは実施計画で、推進計画とは違います。今日の議案は検討体制についてですから再検討して、結果的に「このメンバーで」ということであれば、それはそれでいいのですが、再考はしてもらいたいと思います。こ

○**教育政策担当課長** 再度その辺は検討させていただきます。「幼児教育振興アクションプログラム」のメンバーの方だと申し上げましたが、再確認したところ、今のところ入っていただく予定がないということですので、併せて検討させていただきます。

○**教育長** ほかに、いかがでしょうか。

○**小島委員** 今、教育長がご指摘された「コミュニティ・スクール」と「チームとしての学校」の体制を整備するという点は、今後大事な問題になってくると思いますが、その言葉の意味は、制度として導入する「学校運営協議会」を設置した学校のことを「コミュニティ・スクール」と呼ぶと



いうことでいいですか。

○**教育政策担当課長** そうですね。国の方から示されているものにも、学校運営協議会制度が設立されて、教育委員会が指定した学校がコミュニティ・スクールというようになっていきます。

○**小島委員** 何か分かりづらいですね。もう1度説明していただけますか。

○**教育長** 「学校運営協議会」こういうものだというところから説明をお願いします。

○**指導室長** 「学校運営協議会」というのは、学校をどのように運営していくかということを中心決定するための機関になるわけです。

今までの本区で言うと「学校評議員会」がございまして。これは学校側が経営方針を説明して地域の方に受け入れていただくという会議ですが、今度は逆に地域の方々から「こういうふうに学校を運営したらどうか」と意見を述べられるのが「学校運営協議会」になります。

それを設置した上で、今やっております「学校支援地域本部」なども含めて、学校全体の運営を地域とともにやっていくという理念が「コミュニティ・スクール」という理念になっていくと捉えていただくと分かりやすいかなと思います。その中には公的な人も含めた「チーム学校」という存在もございまして。

○**小島委員** 「コミュニティ・スクール」という言葉は、地域が主体となって学校自体を運営していくという意味でずっと使われてきたのですよね。それと今の説明とは若干違うと思いました。

横文字にしてしまうとみんな同じようになってしまい分かりにくいのですが、従前我々が「コミュニティ・スクール」として使ってきた言葉は、地域が学校自体を運営することで、極端な例だとオーストラリアなどでは地域が税金を集めてその費用で学校を運営していく形を「コミュニティ・スクール」と呼んでいました。

だから今ここで言う「学校運営協議会」のことを「コミュニティ・スクール」と言うということは、用語が混乱するので、これは中央教育審議会がそういう言葉を使うとしているなら仕方ないですが、その辺りをよく理解した上で議論しなくてはいけないのではないのでしょうか。

○**指導室長** いわゆる「五反野小ショック」というのがございました。五反野小学校のコミュニティ・スクールは地域が校長の人事までを握って「やめろ」と言うようなこともあり、そのショックもありコミュニティ・スクールは拡大しませんでした。それを受けて、「学校運営協議会」というのはこういうことを決めていくのだよ」ということを教育委員会が規定する要綱をつかった上で、その地区の教育委員会が「ここはコミュニティ・スクールです。ここまでのことについては皆さんにお話しただいて、学校の中で反映させていきます」と主導する形になっておりますので、「コミュニティ・スクール」は、昔は地域運営学校の方が主だったのですけれども、現在は学校を運営していくための協議会と少し性格を変えています。ですから、「コミュニティ・スクール」という横文字だけを用いますと、受け取る側が混乱を招く状況に至っているかなと感じております。

○**小島委員** だからそこははっきり言葉の概念について、『学校運営協議会』というのはいくつかのことですよ」というのを、もう一度丁寧に皆さんに説明した方がいいと思いますね。「コミュニティ・スクール」という言葉だけだと、地域がかなり色々な口出しをできるという誤解が生じるといけな

いので、その辺りを注意してもらいたいと思います。

それから、これも教育長が指摘された「チームとしての学校」の体制ですが、具体的な内容というのが私にはよく分からないです。

○指導室長 「チームとしての学校」というのは、本来ですと学校は教員と事務職員と用務主事等がいて、だんだん増えてきてスクールカウンセラーが常に設置されるようになってきました。そのほかにも最近ではスクールソーシャルワーカーですとか顧問弁護士ですとか、そういった広く地域の人材を含めた、要するに学校を機能させるための人材として「チーム学校」という呼び名を使っているような状況でございまして、本来の学校といえば教員、事務員、用務主事というところを、やや増えてきたところを概念として示しているのが「チームとしての学校」と捉えていただくと分かりやすいかと思います。

○小島委員 なるほど、分かりました。

○教育長 現状の学校経営を考えると、今後導入していかざるを得ないと思います。チーム学校について、図解したものがあるので、それを次回の教育委員会に出してもらって、おさらいになりますが、「コミュニティ・スクール」と「チーム学校」の説明をお願いします。

○小島委員 そのほかの改定内容は非常にコンパクトによくまとまって、これでいいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今お2人から指摘のあった学校運営協議会制度によるいわゆる「コミュニティ・スクール」というものについては、今後どういう方向でそれを運営していくのが適切かということは、常に意識しておく必要があると思います。よい意味で地域の支援を得ることになるのか、逆に教員の方々がよしとしているものが色々振り回されてしまうということになるのかというのは、気をつけていい仕組みをつくっていかないといけないわけで、どういう枠組みでそれを運営していくのがいいのかを常に意識しながら、よいものをつくっていくことが必要だろうと思います。

あともう一つは、これもぜひ改定議論の際に考えていただきたいのですが、今大きく四つ基本の目標があって、さらに個別の課題が上げられていますけれども、分かれていても実は根底ではつながっているというのがいくつもあるわけです。そのつながりをどう意識しておくかということが、実のあるものにするためには大切なのではないかと思います。

例えば、国なども人工知能のこととかプログラミング教育とか、あるいは対話的な学びとか色々出てきますけれども、実はつながっているというのが当然ある。今回の基本目標の中で言うと、論理的思考力、判断力というようなことと、プログラミング教育にはかなりつながる部分があります。それからICTの活用、情報活用能力といっても単に「情報機器を使えばいいですよ」と言って終わるのか、それともそういうものを使った統計教育なども含めて論理的な思考力を養う教育というところに持っていけるかで、全く成果は変わってきますので、根底にあるところを意識して、どうつなげながら考えていけるかということが重要なのかなと思います。

そういう意味で場合によっては例えば検討委員会の場もそのメンバーだけではなくて、そういう分野に長けた方に、時にヒアリングに来ていただいて新しい動きについて意見交換をしたりとかを

しながら、いいものをつくっていただきたいと思います。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。

○小島委員 今までかなり「アクティブ・ラーニング」という言葉が喧伝され、我々も「アクティブ・ラーニングって何」とか、「それは大事なことだね、今後学校教育の現場で取り入れなくてはならないね」と、かなり話には出ていました。

その「アクティブ・ラーニング」の内容としては、例えば自ら学び、考え、行動する子どもを育成する、深く対話する子ども云々ということで、「アクティブ・ラーニング」の考え方がもちろんこの中に取り入れられているのですが、言葉として全然出て来ないのはなぜなのか。

○指導室長 文部科学省が「アクティブ・ラーニング」という言葉を「主体的、対話的で深い学び」という言葉に置きかえることにしましたので、ここでは「主体的、対話的で深い学び」という言葉だけが出ております。「アクティブ・ラーニング」という言葉は今でも残っているのですけれども、誤解を招きやすいところがあって、子どもたちが何か自主的に動いていればアクティブ・ラーニングであるというのではなく、深く学ぶということがとても重要なので、今回は言葉をかえています。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

確認なのですが、現行の学校教育推進計画の策定方針が81ページ以降に載っていますが、この項目立てと今回のものは違います。これは改定という理解でいいですか。

○教育政策担当課長 方向性の中でも触れております基本目標の項立てを意識してイメージし、それを言葉に落とし込み、さらに取組にも入れるということになっておりまして、今回この四つの方向性をお示ししております。

○教育長 「何々します」という表現にすれば、分かりやすくなると思います。

そうするとこの2ページ目の項番2の上から2の5行目に「四つの基本目標を継承します」と書いてありますが、四つの基本目標を具体的にここに書いておいた方が、「あ、この四つを受けてこの1、2、3、4になっているのだな」というのが分かるので、解説しておいた方がいいと思います。

○教育政策担当課長 こちらに記載いたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第43号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第43号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第44号 港区生涯学習推進計画改定方針（案）について

○教育長 次に、議案第44号「港区生涯学習推進計画改定方針（案）について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進計画の改定方針につきまして、資料ナンバー2を用いてご説明させていただきます。

まず、「生涯学習を取り巻く現状」についてです。

(1)の「国等の状況」でございますが、我が国は今後とも人口減少や少子高齢化が続くことが予想されており、また地域社会のつながり・支え合いの希薄化などのさまざまな課題に直面しており、平成28年1月に文部科学省は「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革を掲げました。

さらにグローバル化や高度情報化などにより社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、仕事と生活の充実・調和を図ることが重視され、絶えず新たな知識・技能を身につけることができる「学び続ける」社会を実現していくことが求められております。

このような中、平成28年5月中央教育審議会答申の「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」においても、学習の成果が広く社会的に活用されることによって、さらなる学習活動へつながることによる「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会の実現について言及されております。

このほか生涯学習を取り巻く状況としましては、ICTが進展し、eラーニング講座やタブレット端末を使った学習などが広まり、従来の学習スタイルが大きく変化しております。また東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、国や都では文化的な取組や事業を推進しております。このようなことから今後生涯学習行政には、学校・地域連携強化の取組、ライフスタイルの変化やICTの進展に適応した取組、東京2020大会の開催に向けた取組などの充実が求められております。

続きまして、資料2ページの「港区の状況」でございます。これまで平成27年2月に改定した「生涯学習推進計画」に基づきまして、生涯学習施設や学ぶ機会の充実とともに多様な学習資源を生かした学びの構築に取り組んでまいりました。主な取組としましては学校・地域が連携・協働する仕組みづくりの促進、ICTを活用した学習機会の提供、学びの成果を生かして地域社会で役立つ「学びの循環」の仕組みづくり事業、またこのほか総合支所を始め、関係部署において生涯学習の要素を含む特色ある多くの事業が展開されてきました。

一方、区の人口は増加傾向にあり、本計画の最終年である平成33年には約27万人になる見込みとなっており、今後も各世代に応じた多様な学習機会の創出、学校と地域をつなぐ「参画・協働」の取組の実現、東京2020大会を見据えた文化プログラムの展開などが求められています。

続きまして、項番2の「生涯学習推進計画改定の方向性」でございます。こちらにつきましては基本的に学校教育推進計画と同じく、現行計画に掲げる目指すべき姿「みんなと学びをつなぐまち」と三つの基本目標を継承しつつ、これまでの取組の成果と新たな課題、区民アンケートの結果など

を踏まえまして、次の三つの方向性のもと内容を見直しさせていただきます。

まず一つ目の方向性でございますが、「区の生涯学習拠点機能の一層の充実を図ります。」具体的には各ライフステージに対応できるよう学習方法等の助言を行うということで、メールや窓口だけではなく実際に学習をされている場に出向いて、学習方法等の助言を行ってまいります。また2番目には、企業や大学、NPO等の生涯学習に関する情報を迅速に提供できるよう、取組を強化してまいります。また3番目に、生涯学習の今後の方向性を取りまとめていきたいと考えております。

二つ目の方向性でございますが、「各ライフステージに応じ、新たな知識・技術を習得する学習環境を整備します。」一番上の丸ですが、誰もが自らの意思によって学べる環境づくりを推進するというところで、こちらは基本計画（後期3年）の重点課題1に記載のある「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」というところを受けて、このように書かせていただいております。2番目がICTを活用した情報発信の強化、また3番目にライフステージごとの多様な学習機会の充実、4番目の東京2020大会で文化活動の取組ですが、こちらも基本計画の重点課題1の「多様な人が共生する地域社会の実現」というところを受けまして、高齢者・障害者・外国人等の状況に応じたきめ細かい配慮のもと、取組を行ってまいりたいと考えております。

三つ目の方向性でございますが、「学びの成果を適切に活用し、社会参画や地域社会の共助に向けた取組を強化いたします。」具体的には、区民が習得した知識や経験を地域社会で役立てて、課題を解決するため学びの機会を設けまして、地域で「学びの循環」をする仕組みを構築します。2番目に、学校を中心とした地域のつながり・絆を一層強化できるような仕組みづくりを推進して、地域の教育力の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ目の項番3「生涯学習推進計画の改定に当たって」でございますが、学校教育推進計画と基本的には同じでございますが、検討体制の中で、公募区民、学識経験者、校長のほか、生涯学習推進計画につきましては社会教育関係団体の代表者の方にも参加していただきます。そのほかの項目につきましては学校教育推進計画と同じですので、説明は割愛させていただきます。

以上、「生涯学習推進計画改定方針」についてのご説明となります。よろしくご審議お願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご意見ご質問お願いします。

○小島委員 生涯学習の学習拠点機能の一層の充実を図りますというところで、新橋地区の再開発の状況を踏まえてということなのですが、新橋にある生涯学習館は今後何か変わるのですか。

○生涯学習推進課長 生涯学習館は変わるかどうかも含めまして、青山の生涯学習館とあわせて今後のあり方を検討していきたいと考えております。

○次長 新橋地区の再開発状況はまだ先の話で見えない部分もあるので、ここの部分は調整をさせていただきたいと思います。

○小島委員 これを読んでいると、なくなるのかなと思えます。

○教育長 書き込み過ぎではないですかね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第44号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第44号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 3 議案第45号 港区スポーツ推進計画改定方針(案)について

○教育長 次に、議案第45号「港区スポーツ推進計画改定方針(案)について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区スポーツ推進計画改定方針(案)」につきまして、資料ナンバー3を用いてご説明させていただきます。

まず、1ページ目「スポーツを取り巻く現状」でございます。

(1)の「国等の状況」でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組としまして、国は平成27年6月に大会の開催準備に専任で当たる担当大臣の設置や、同じく10月にスポーツ行政を一元的に担うスポーツ庁を設置するなど、体制の整備を行いました。また平成28年10月には東京2020大会に向けた政府の取組を公表しております。そのほか平成28年12月以降、「beyond(ビヨンド)2020プログラム」、次世代に誇れるレガシーをつくり出す文化プログラムを推進しております。

一方、東京都では平成27年度から東京2020大会に向けた区市町村支援事業などを開始したほか、平成27年12月に「2020年に向けた東京都の取組 ー大会後のレガシーを見据えてー」を策定し、大会を通じたレガシーを残していくための取組を進めております。このほか全国の自治体では、世界のトップアスリートの活躍を身近で感じることができ、東京2020大会への機運の醸成になることから、東京2020大会事前キャンプ誘致を推進しております。

そのほかの国の状況といたしましては、平成29年3月にスポーツ庁が第2期「スポーツ基本計画」について「スポーツが変える。未来を創る。」を策定し、一億総スポーツ社会づくりに向け、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となって推進していくことが必要だとしております。ラグビーワールドカップ2019については、平成28年度に「ワールドカップ2019における地域交流推進要綱」をスポーツ庁が策定し、大会と連携した地域交流・地域活性化施策等を推進する中で、大会開催の効果を全国に普及することが期待されております。

このようにスポーツ行政は、国際大会開催の充実とともにスポーツの楽しさ、喜びという価値を享受し、前向きで活力ある社会と絆の強い社会をつくることが求められております。

続きまして、2ページの「港区の状況」でございます。こちらにつきましては平成27年2月に改訂したスポーツ推進計画に基づいて、東京2020大会に向けた機運醸成の取組としてオリンピック等によるスポーツ教室を実施するとともに、各国・各競技団体の東京2020大会事前キャン

プ誘致の取組を進めております。また障害者スポーツの取組を促進し、障害者を対象とした事業や障害者スポーツへの理解を深める機会を提供しております。

さらに区内のお台場海浜公園がトライアスロン競技会場となることから、区は（公社）日本トライアスロン連合等と平成28年11月に協定を締結いたしまして、トライアスロン競技の普及啓発の取組も行っております。このほか2019年のラグビーワールドカップに向けまして、（公財）日本ラグビーフットボール協会との協定に基づくラグビーの普及啓発にも取り組んでおります。東京2020大会等の国際大会を戦略的に活用して、今後一層区民のスポーツ活動の振興を図ることが望まれております。

続いて、2ページの項番2「スポーツ推進計画改定の方向性」でございます。こちらも前計画2本と同じような形ですが、現計画に掲げる目指すべき姿「みんなではぐくむ スポーツ文化都市 みんなと～誰もが 生涯を通じて スポーツを楽しみ スポーツで元気になるまちを目指して～」と六つの基本目標を継承いたします。

またこれまでの取組の成果や環境の変化に伴う新たな課題、区民アンケートの結果等を踏まえ八つの方向性のもと、内容を見直いたしました。

まず1点目でございますが、「誰もが気軽に楽しめるスポーツ環境を整え、スポーツ活動への参加意欲を高めます」。基本計画に記載のある重点課題1を受けまして、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができる多様なスポーツ施策を展開していくことを考えております。また介護予防や高齢者の健康増進を図るため、高齢者のスポーツ活動の取組を積極的に行ってまいります。

2番目の「地域でスポーツを楽しめる場づくりを支援し、スポーツを通じたまちの活性化、地域づくりを促進します」。こちらについては、地域で活動している総合型地域スポーツ・文化クラブですとか社会体育団体等の地域スポーツ組織の活動を今後も支援していきたいと考えております。

続きまして、3番目の「港区の特性を生かしたスポーツ施策を充実し、スポーツの楽しみや区民の交流を広めます」。こちらは区内に在籍するスポーツ関係機関ですとかプロスポーツチーム等との連携事業ですとか、港区ならではの歴史的な名所や旧跡、お台場等の観光資源を生かしたスポーツの事業、また大使館や外国人が多数を占めるということで、国際交流や相互理解を図る事業をこれからも促進してまいりたいと考えております。

続きまして、4番の「スポーツ施設を整備・充実し、スポーツを楽しめる場を増やします」。こちらはスポーツ施設の計画的な整備を図るとともに、プログラムの充実を図ることによりサービスの向上に取り組むということと、今までより区立小中学校施設の開放や区内の大学や民間スポーツ施設との連携を強化し、多様なスポーツ活動の場を拡大・充実してまいります。

続いて、5番の「多様なスポーツ活動へのニーズに対応し、区民の主体的なスポーツ活動を支える環境を整備します」。こちらについてはスポーツボランティアの育成・拡大、支援、また区民の主体的なスポーツ活動を支える体制の整備を強化して、あわせて東京2020大会等への区民のボランティア参加を目指していきます。2番目にはトライアスロン連合ですとかラグビーフットボール協会等関係支援団体と連携しまして、区民のスポーツへの参加促進を図ってまいりたいと考えてお

ります。

6番目が新たな方向性として項立てさせていただいたものです。「障害者スポーツと触れ合う機会を創出し、障害者スポーツへの理解を深めます」ということで、障害者スポーツに親しめるような環境の整備を行うとともに、パラリンピックの競技団体ですとか区内企業と連携を図り、障害者スポーツの普及啓発を今後も図っていきたいと考えております。

7番目は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた機運醸成の取組を強化します」ということで、今までも取り組んでおりましたが、2020大会の公式練習会場ですとか、各競技団体の事前キャンプの誘致、NOCハウスの設置等を目指してまいります。またラグビーのワールドカップ2019や東京2020大会の機運醸成を図るとともに、ラグビーワールドカップ2019に向けてラグビーと触れ合う機会を今後も増やしていきたいと考えております。

最後の8番目でございますが、こちらも新たな方向性として項立てさせていただいたものでございます。「東京2020大会のレガシーを引き継ぎ、区民のスポーツ活動の拡大を図る」というもので、2020大会を契機とした取組を大会後も継続して行い、スポーツ活動が拡大されるような取組を推進していくことと、大会後も区民のスポーツ活動に生かせるように、今まで培ってきた各団体とのつながりを今後も継続していくものでございます。

最後に5ページ目の「スポーツ推進計画改定に当たって」でございますが、こちらも学校教育推進計画と生涯学習推進計画の方と同じ内容でございますが、検討体制のところはこちらについては、スポーツ関係団体の代表者に入らせていただくというところがほかの計画とは異なる点になります。

以上、スポーツ推進計画改定方針についてのご説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**○教育長** 説明は終わりました。ご意見ご質問をお願いします。

今までの二つの計画については基本目標を継承ということで、基本目標の数と今回の方向性の数を一致させて、分かりやすいように文章化して項目立てしてくれているのですが、スポーツ推進計画については新たなものもあるし、障害者スポーツなど既に基本目標の中に入っているものを項目として格上げしているのもあり、今までの二つの計画と比べると違う部分があると思います。

ですから、2ページ目の項番2の下から4行目に「六つの基本目標を継承します」とありますが、この表現は変えた方がよいと思います。基本目標を踏まえた上で新たな要素を入れ込んでいるのですよね。特に8番はそうですし、6番は項目を上げたわけなので、表現を変えた方が分かりやすいと思います。現行の基本目標と今回の方向性の項目立てとの関係は分かりやすくしてください。

**○生涯学習推進課長** 項番2についての表現については改めさせていただきます。

**○小島委員** 4ページの7のところ、「大会の公式練習会場や各国・各競技団体の事前キャンプ誘致、NOCハウスの設置等を目指します」と書かれています。今日は改定方針案を議論するので、こういう目標でやります、ということといいとは思いますが、我々教育委員も昨年福岡に視察に行って、福岡の事前キャンプ地は非常に素晴らしいと感じた反面、港区ではスポーツセンター以外に使える施設があまりないので、これを推進するのはなかなか難しい面があると、色々な議論をし



たわけです。目指すということですが、どのような目算をお持ちでしょうか。

○生涯学習推進課長 港区は多くの大使館がありますので、大使館を通じたつながりを活用し、昨年度もスポーツセンターの内容について情報を提供させていただいたりしているのですが、もしそういった話があったときはご連絡いただくようお願いしているところです。

またそのほかの今までスポーツセンターを活用していただいたスポーツ団体には、バスケットボールですとかボッチャとか色々な団体がございますので、そういった団体を通じて事前キャンプどうですかと呼びかける取組を推進しているところです。まだ見込みは立っていない状況ではありませんが、これから取組を強化してやってまいりたいと考えております。

○小島委員 この方針自体はこれでいいと思います。ただ実際はどうなのかなと気になりました。

○教育長 関連でいいですか。同じ4ページの8番の二つ目のところで「事前キャンプやNOCハウス等で培ったつながりをもとにさらに生かせる事業を実施します」と書いてありますが、この「つながり」というのは、仮に事前キャンプ・NOCが実現しなくても、事前の誘致活動などで色々なつながりを持ったことを含めての意味ですか。

○生涯学習推進課長 そうですね、そういうことも含めたつながりです。

○教育長 「実現しなくても」という意味の「つながり」なら分かります。まだ実現していないのに、その上でというのは行き過ぎかなと思います。

○生涯学習推進課長 ご指摘いただいた視点も含めて、表現を改めさせていただきます。

○教育長 別に悪いという話ではないですよ。

○小島委員 そうなのですよ、非常に結構な話です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今の項目の5番ですね。「区民の主体的なスポーツ活動を支える」というところで、「ボランティアの参加を目指します」とあります。今年も既に区から発行されているボランティアの募集とかこういう項目でやりますよというのがありましたけれども、そういうのは我々は参加しやすい状況だと思うのです、オリンピックでもパラリンピックでも。

このボランティアについてなのですが、例えば2020では区内でボランティアが大体どれぐらい必要で、それに対して応募がどれぐらいで、もし応募者が少なければまた講習を行って増やすのでしょうか。講習は2年ぐらいで5回でしたっけ、非常に素晴らしいプログラムだと思うのですが、もうちょっと早期熟成できるようなプログラムを組むとか、その辺はいかがお考えでしょうか。

○生涯学習推進課長 ボランティアは多くいていただいた方がありがたいと考えておりますので、ボランティアの育成には区としても今後も継続して取り組んでいきたいと考えているところなのですが、区だけではなくて、財団ですとか体育協会にもボランティア登録している方がいらっしゃいますので、そういった団体と連携しながらこういった形で進められるかを東京都と情報交換しながら、計画を立てていきたいと考えております。

○田谷委員 あわせてそのボランティアの件なのですが、特に小・中学生に対する働きかけという

のは何かやっていたらいいですか。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課としては今、小・中学生には特に働きかけは行っていない状況にあります。

○指導室長 小・中学校、特に中学校ではこれからオリンピック・パラリンピック教育の中で色々な競技のボランティア活動について取り上げてまいります。高校になると「人間と社会」という科目があるので、都立高校ではボランティアに関する授業が入ってくるのが予想されています。

なので、現役の小・中学生にきちんとオリンピックの理念やボランティアの精神を培っておけば、高校でオリンピックのボランティアになっていくという道が開けてきますが、生涯学習のこの項目で語るのがいいのか、私の方では少し難しいなと感じているところでございます。

○田谷委員 ぜひともよろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第45号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

## 5 議案第47号 港区立図書館サービス推進計画改定方針(案)について

○教育長 次に、議案第47号「港区立図書館サービス推進計画改定方針(案)について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項5「港区立図書館サービス推進計画改定方針(案)」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は教育委員会議案資料のナンバー5でございます。

1枚おめくりください。1の「図書館を取り巻く現状」についてでございます。

初めに(1)の「国等の状況」についてですが、国は平成13年に公立図書館の発展に資するために、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めております。図書館法の改正や社会情勢の変化を受けて、この基準につきましては平成24年に改正が行われています。その後、国は基準に対する各図書館の対応についての調査を行い、平成28年3月に「図書館の実態に関する調査研究報告書」をまとめています。また同時期でございますけれども、全国公共図書館協議会が「公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書」をまとめております。その中では地域に根差した図書館の運営というものを提言しています。

子ども読書活動につきましては平成13年に「子ども読書活動の推進に関する法律」が成立した後、現在平成25年に策定された第三次計画が進んでいるところでございます。また全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で毎年実施しております「学校読書調査」では、不読率の上昇が注目され、とりわけ中学生・高校生の世代に関して読書活動を促す取組が重要であると示されております。さらに平成26年6月には学校図書館法が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員と

して学校司書を置くよう努めなければならないとされております。

東京都におきましては平成27年に定めた「第三次東京都子供読書活動推進計画」の基本方針として、不読率の改善とともに、学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進を新たな具体的取組として示しています。

次に、(2)の「港区の状況」についてでございます。港区立図書館は中央館的な機能を置くみなと図書館のほかに五つの地域館と一つの分室があります。各図書館では港区教育ビジョンに基づき、「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」を目指しており、平成27年12月には区立図書館内の情報サービスを促進するために、公衆無線LAN環境の整備を全館で実施し、また平成28年12月からは土曜日の開館時間を3時間延長し、午前9時から午後8時までとするなどサービスの向上に取り組んでいるところでございます。

また区立小・中学校図書館におきましては、平成14年から配置しておりますリーディングアドバイザースタッフが、子どもたちの主体的・意欲的な読書活動に貢献しておりますが、学校図書館のさらなる充実に向けて、平成29年4月からは学校司書を配置しております。また芝五丁目に整備する複合施設でございますけれども、「(仮称)産業振興センター」と現在の三田図書館が移転する予定となっております。

新三田図書館は日本のビジネスの拠点ともいえる品川・田町エリアに立地することから、ビジネス支援を強化し、「出会いと発見にあふれ、未来を拓く『学び』を支える図書館」を目指すこととしております。

次に、2ページ目中段の2「図書館サービス推進計画改定の方向性」をご覧ください。図書館サービス推進計画の改定に当たりましては、区がこれまで取り組んできた施策や事業の成果、利用者ニーズの多様化、区民や来館者アンケート結果等を踏まえて必要な見直しを行ってまいります。方向性は大きく5点ございます。

1点目は、学びに対する多様なニーズに応え、あらゆる人々が生涯を通じて学ぶことを支援する資料の提供でございます。こちらは基本的に継続するものでございます。港区ならではの郷土資料や外国語資料など利用者ニーズに応える資料の収集や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた機運醸成、国際理解、障害者への理解を深める資料を収集していくこととしております。さらに図書館ごとに特色ある資料など、地域性や利用する子ども等の年齢に応じた資料収集を目指すこととしております。

2点目は、利用者の多様化に伴い、誰もが利用しやすい図書館を目指し、図書館サービスの質と利便性を向上することについてです。こちらも現行計画の継続として考えております。資料の受け取りや返却などの利便性のほかICTの活用、課題解決支援サービス、障害者や高齢者サービスなど、誰もが利用しやすい図書館を目指してまいります。

3点目は新しい目標になります。知る機会とつながる機会を提供するため、情報の発信と地域コミュニティづくりを進めるものでございます。図書館においての資料の展示やデジタルサイネージなど新しい媒体を活用した情報の発信や各種講座等の事業を通して、読書活動をさらに推進してま

います。また、利用者同士の交流の場ができるよう工夫しながら、図書館行事の活性化を図ってまいります。

続きまして4点目でございますが、図書館の資料や人材等の資源を生かした学習活動や情報提供を行い、各施設と連携した区立図書館のサービスを拡充していく取組でございます。こちらについては現行計画を継続していきたいと考えております。大使館や区内の大学等と連携を行うとともに学校図書館の支援についても充実を図ってまいります。また、新しく開設いたします「(仮称)郷土歴史館」では、地域の歴史にも触れることができる取組を進めてまいります。あわせて区役所などへの行政支援の充実も含めた課題解決支援サービスに取り組んでまいります。

最後に5点目でございます。質の高い図書館サービスを提供し続け、図書館の施設や設備の整備、適切な運営体制を維持することでございます。障害者差別解消法の施行を踏まえ、図書館施設のバリアフリー化に取り組んでまいります。また利用者層に応じたフロア構成にするなど、あらゆる世代が利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。さらに利用者の声を聞く機会を継続して設け、常にサービスに反映していくこととしております。

それでは4ページ目をご覧ください。3の「図書館サービス推進計画の改定」についてでございます。

(1)の検討体制でございますが、「図書館サービス推進計画検討委員会」を設置し、幅広い検討を行ってまいります。メンバーは学識経験者、公募区民の方等を踏まえ8名で現在予定をしております。

改定スケジュール及び改定計画の周知方法でございますが、先程の3計画と同様のスケジュールとなりますので説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見、お願いしたいと思えます。

○小島委員 3ページの3の一番先の丸の「デジタルサイネージ」というのは何でしょうか。

○図書・文化財課長 画面で情報等をお知らせするもので、例えば区役所の自動販売機などにお知らせなどを表示させています。ああいうものを取り入れていきたいと考えております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今のことですけれども、おそらくこのデジタルサイネージという言葉を見ても多くの人は具体的なことが分からないと思います。ですから、そういう意味ではできるだけ、分かる言葉を補って書いていただいた方がよろしいのではないかと思うのが一つです。

それから、ほかのこととも共通するかもしれませんが、今回の基本目標1と2というのが従来の基本目標の1と2を混ぜて組み直したような形で、そして今回の基本目標の4が従来の3と4で、今回の5が従来の5と6をあわせたような形だと。そういう理解でよろしいですか。

○図書・文化財課長 2点ご指摘をいただきました。まずデジタルサイネージについてですが、下に注を入れ解説を加えたいと思えます。

それから2点目の全体の目標の構成でございますが、1番、2番につきましては現行の計画をそれぞれ継続という形になりまして、現行の3番と4番の資料収集、専門性を生かした支援の促進、さまざまな人材や組織と連携した事業の展開を統合して、新しい4番目の方向性ということにしております。また5番目、6番目につきましても、新たな3ページ目の5番の内容と一緒にしているということで、ご指摘のとおりでございます。

○**山内委員** 今回が6年間の計画の中間年としての改定ということであれば、改定の方向性のところに一言そういう趣旨を補足しておいていただくと、多くの方が今ある推進計画と照合しながら見るときに分かりやすいのではないかと思います。

○**図書・文化財課長** 2ページ目の2の図書館サービス推進計画の改定の方向性の中で、その構成について触れるように加筆をしたいと思います。

○**教育長** ほかの計画は目指すべき姿を記載しているので、この計画にも目指すべき姿を書き込んでください。そうすることで分かりやすくなると思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○**小島委員** 3ページの3のところの一番後ろに「趣味や本を通じて広がる利用者同士の交流の場ができる工夫を持ち、図書館行事の活性化を図ります」とありますが、先程の生涯学習のところでもこういう内容が出ていましたね。読書だけではなく生涯学習その他スポーツですとか、利用者同士、受講者同士が広がるような場を積極的に提供するというのが今回のこの改定方針の、一つのコンセプトになっているのですか。

○**図書・文化財課長** 基本計画の中に、地域共生社会が目指すべき姿、持続的な課題としてありまして、図書館の中では既に学生同士と一緒に事業を行ったりというものは少しあったりします。それを広げていくことが図書館利用の活性化につながるのではないかとということで、そういう交流できる場を設けていきたい、見直しをしていきたいと考えております。

○**小島委員** そうするとこの上位概念の基本計画がそちらで、区民同士がお互い助け合い、お互いが発展していくような場を各図書館なり生涯学習館なりが持つ、というようなことなのですかね。

○**図書・文化財課長** 図書館の事業などを通じてその人たちが集まって、例えば懇談していただく。そして、では一緒に活動してみようか、というところにつなげていけるような広がりを目指したいと考えております。

○**小島委員** 分かりました。

○**教育長** 1ページ目、現状のことなのですけれども、1の(1)の「国等の状況」のところ、三つ目のパラグラフに「子どもの読書活動に関しては」云々とあるのですが、この表現はこの図書館サービス推進計画に入れる必要性はあるのですか。次の子ども読書活動推進計画には当然入ると思いますが、どうなのでしょう。

それからもう一つ、その上のパラグラフの28年3月に「この調査研究報告書ないしは課題解決支援サービスに関する報告書をまとめています」と書いてありますが、報告書でこういう内容がまとめられていますと記載しないと、まとめられてそれがどのように今回の改定に反映したのかが分

からないです。それは書き加えてください。

**○図書・文化財課長** 報告書には、例えば障害者サービスに対して各図書館がどのような取組をしているかであるとか、相談、課題解決に向けた支援をどのようにしているかということ进行调查した結果がまとめられておりました、具体的にそれが提言として出てきているのではなく、実態調査の段階での報告書になっております。

また、全国公共図書館協議会の課題解決支援サービスですが、こちらにつきましては行政支援であったり、例えば医療系の相談事にどのように対応していくのかといった課題解決の支援の仕方についての実態調査と提言が若干盛り込まれていますので、そうした面を加筆したいと思います。

**○教育長** 子ども読書活動についてはどうですか。

**○図書・文化財課長** 子ども読書活動につきましては、この後ご説明させていただく子ども読書活動推進計画の方にも同様の記載がございますので、ここで強調してということではなく、広く図書館サービスということで考えるのであれば、削除したいと思います。

**○教育長** 分かりました。前段の話はその後に出ているように、「学校読書調査では不読率がこうですよ」と書いてあると、それを受けて、今回の計画ではどういうふうに改定していくのかというのが見えてくるので、そういう意味合いです。

ほかにかがででしょうか。

**○田谷委員** 今教育長がおっしゃったその不読率の中で、この中学生・高校生云々というところは非常にショックな状況なのですが、それがこの今後の方向性のところではどこにどういうふうに入れられるのでしょうか。中高生に読書させるということについては。

**○図書・文化財課長** まず、3ページの5番の「利用者層に応じたフロア構成をとり、各世代に特化したサービスの取組を」ということで、グループで議論ができるような取組ができないかというところを検討してまいりたいと考えております。

それから3ページの3番のところにあります、地域特性を踏まえて収集した資料等を活用した講座や企画展示を通して図書館利用者の知的好奇心を高めていく、年齢に関係なく利用者同士の交流ができる場を工夫していくということで、例えば中学生同士や高校生同士の懇談会であるとか、本を紹介していただくという取組をさらに進化させていく必要があるのではないかとということで、こちらの方に記載をしております。

**○小島委員** だけど不読率を低下させるということは、図書館に来ない人を対象にしないといけないので、図書館に来ている人をいくら対象にしても劇的には変わらないのではないのでしょうか。

**○図書・文化財課長** 高校につきましては学校図書館との連携の中で、どのように図書館側から情報発信していくかが重要になってくると考えております。

学校図書館の支援につきましては、4番の連携の中で少し触れさせていただいておりますが、学校図書館の支援、もちろん運営自体の支援もあるのですが、色々な興味を持っていただくような情報提供を心がけていくことを考えてまいりたいと思っております。

**○小島委員** そうすると一番初めのところで、不読率の改善ということを非常に重要なテーマとし

て出しているわけですから、この項目 1 から 5 までのどこかに、不読率の改善を目指そうしますというのが何か入った方がいいのではないのでしょうか。

○**図書・文化財課長** 今ご指摘をいただいた点につきましては、1 番のところでは興味を持っていたかどうかということ、年齢だけではなく、子どもの状況に応じた資料収集を行っていくということに少し触れるようにしたいと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**薩田委員** 次の子ども読書の方でも質問としてはいいかなと思ったのですが、外部の方の意見を伺うとしたら RAS の方とかは入っていないですね。公募区民の方がたまたま RAS だったりとかはしないでしょうか。小・中学校でかかわってくださっている図書に関する方の意見というのは必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**図書・文化財課長** 図書館サービス推進計画検討委員会は学識経験者の方、それから公募区民の方と校長先生という構成で行われますが、事業の計画の段階で意見を聞く機会を設けるよう工夫してまいりたいと考えております。

○**教育長** そういう意見が教育委員会が出たので、再検討してくれますか。入れるのなら入れればいいことだと思います。

○**図書・文化財課長** では、再検討させていただきます。

○**小島委員** それと関係して、参考資料でいただいた委員の名簿の、子ども読書活動推進委員会のところに慶應義塾普通部司書教諭という方が入っておられますが、これは今、薩田委員が質問された RAS と近い仕事ですので、なかなかいいのではないかなと思いました。29 年度に各学校に学校司書を配置しましたとありますが、何人ぐらい配置されているのですか。

○**図書・文化財課長** すみません、今、手持ちのデータがないのでお答えできません。

○**小島委員** やっぱり司書教諭の方に何人か入ってもらわないと、「学校司書を置きました」と言っても、何となく不十分だと思います。

○**教育長** 司書教諭の数は後で回答して下さい。

それからその下にある、新三田図書館についてですが、芝五丁目に整備する複合施設と書いてありますが、いつ開館というのを書いておいてもらえますか。そうするとこの計画の計画年度との関係が見えてくるとと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** では今の件について。こういう委員会のメンバーの構成は色々工夫が必要だと思うのですが、例え今のお話で言うたまたま普通部の司書のお名前が出ていますが、この分野で非常に熱心に活動されている方です。ただ単に慶應の中学校のことについてだけでなく、他の学校の事情にもお詳しい方なので、そういう意味では適任だと思うのですが、一方では港区の中で新しく動き出している、ある意味ではまだ十分な支援がないところで苦勞されている、工夫されている方とかがうまく加わって、一緒に議論が展開するとなおよくなるのだらうなと感じました。

○**教育長** 今のご意見も踏まえて人選に当たってくれますか。

では、よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第47号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 6 議案第48号 港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)について

○教育長 次に、議案第48号「港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項6「港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)」につきまして、ご説明させていただきます。資料は教育委員会議案資料ナンバー6でございます。

1枚おめくりください。1の「子ども読書活動を取り巻く現状」についてでございます。

初めに(1)「国等の状況」についてでございます。平成13年に「子ども読書活動の推進に関する法律」が成立した後、現在平成25年に策定されました第三次計画が進んでいるところです。全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施している学校読書調査の状況について、こちらの方にも記載をさせていただいております。

中段のところになりますが、文部科学省は学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議というものを設けておきまして、平成26年3月にまとめた「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及び資質能力の向上方策等について」の中で、学校図書館を「読書・情報・学習のセンター」と定義してあります。その後6月には学校図書館法が改正され、学校司書を置くように努めなければならないとされております。

また、平成29年3月には文部科学省から「学校図書館図書等のさらなる整備充実について」が通知され、学校図書館の望ましいあり方として「学校図書館ガイドライン」を示し、さらなる整備充実に向けて「学校図書館図書整備等5カ年計画」を策定したところでございます。

東京都につきましては平成27年に策定されました「第三次東京都子供読書活動推進計画」の基本方針におきまして、先程と同様、不読率の改善とともに、学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進を新たな具体的な取組として示しております。

続きまして、(2)の「港区の状況」についてでございます。港区におきましては港区教育ビジョンを踏まえ、国際理解教育のための資料収集や英語によるコンサート、お話し会などを行っております。また調べ学習講座や大学と連携した子ども向けの講座を実施し、調べ学習のコンクールへの参加を促進しているところでございます。

区立小・中学校の蔵書数は図書標準を超えており、蔵書の検索や貸し出しができるシステムの導入や、学校での読書活動を支援するリーディングアドバイザースタッフの配置を進めており、平成29年4月からは学校司書を配置し、学校図書館のさらなる充実に取り組んでいるところでござ



います。

続きまして、2の「改定の方向性」についてでございます。子ども読書活動推進計画の改定に当たっては、現行計画に掲げる目指すべき姿「一人ひとりの子どもが本に触れ、親しむことを通じて読む習慣を育む」を継承しつつ、新たな課題や区民アンケートの結果等を踏まえ、以下の方向性のもと必要な見直しを行うこととしております。方向性ですが、大きく5点ございます。

まず1点目は、地域の情報発信の拠点として、地域の特性を踏まえた資料を収集した子どもの読書活動の推進についてです。こちらは継続の考え方でございます。大使館や外国系の企業も多い港区で、外国の文化を知るきっかけをつくり国際理解を育むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた機運醸成に向けて資料を収集し、図書館から情報を発信していくこととしております。さらに郷土資料館との連携により、港区という地域や歴史を知るための取組を進めてまいります。

2点目は、子どもの人口増加を踏まえ、あらゆる子どもに対応した本と触れ合う環境づくりについてです。こちらもこれまでの目標の継続という考え方で、改定を行うものでございます。中高生も含め様々な年齢の子どもたちがそれぞれの目的に合わせた利用ができるように、フロア環境を充実させ、子ども読書活動の活性化を図ってまいります。また年齢だけではなく、子どもの状況や発達段階に合わせた資料を収集するとともに、特別な支援が必要な子どもの読書活動を支援してまいります。またいじめや差別をしない意識、他者を理解する意識の向上に向けた資料の展示等を行い、幅広く周知を行ってまいります。

3点目でございますが、学校図書館の充実のさらなる推進についてでございます。新しい学習指導要領で示される「主体的・対話的で深い学び」を支えるために、学校図書館の運営に関するガイドラインの作成を行うとともに、学校図書館支援センター機能の検討を進め、学校図書館のさらなる充実を推進してまいります。またスマートフォン保有の低年齢化が進む中、インターネットのリスクを理解させる取組を行ってまいります。

4点目は、さまざまな地域団体との協働による地域ぐるみでの子どもの読書活動の推進についてでございます。こちらも継続の目標でございます。児童サービスボランティアの活動の場を広げていくとともに、区内の大学の学生や民間事業者、NPOなどとの地域団体との連携・協働により、多様な児童サービスを展開してまいります。

最後に5点目でございますが、こちらは新規の目標であります。本や読書を介して、参加者同士の交流が生まれるコミュニティの形成でございます。子ども同士であったり、保護者同士あるいは親子同士などが楽しめる空間の提供を目指し、気軽に図書館に行きたいと感じることができるようになる取組を行ってまいります。また中高生同士の情報交換や交流などにより、一人ひとりが本に触れ、本に出会える環境づくりを行ってまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。3の「子ども読書活動推進計画の改定に当たって」についてでございます。(1)の検討体制についてですが、「子ども読書活動推進計画検討委員会」を設置し、8名の委員により、幅広い検討を行う予定でございます。

改定スケジュールと周知方法につきましては他の計画と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

○**指導室長** 先程のご質問に対する回答なのでございますが、司書教諭の配置状況についてですが、現在小学校で16名、中学校では残念ながらゼロ。理由としましては学校図書館法で「12学級以上の学校には司書教諭を置かねばならない」という規定がございまして、12学級以上の学校については港区においては満たしている、というところです。

港区では独自に司書教諭の設置等に関する基準として定めたものがございまして、「司書教諭は全ての小学校及び中学校に置くこととする。ただし学級数が11学級以下の学校については当分の間置かないことができる」とあり、実際に12学級以上のところは全て置いて、法令上は満たしていますが、当分の間置かないことができるということで目標としたものについては未だ達していないという状況でございます。

実態としましては司書教諭の講座を受けて資格を取った者を配置して、その者を命じているという段階です。小さい規模の学校では、司書教諭の免許を持った者がいるのだけど発令していない、という場合もございますので、これについては追跡調査をしたいと考えております。

○**小島委員** せっかくですからなるべく早く、全小・中学校に司書教諭を置けるように頑張って、努力目標としていただきたいと思います。

○**山内委員** 今のことについて質問ですけれども、司書教諭を小学校に16人発令していますと言っても、みんな担任などの業務をやりながらということですよ。実際に司書教諭の、その発令をしている方が本当の意味で図書室の機能の充実とか、司書としての役割を果たし得ているかどうかということが課題です。クラスの運営をし、授業をしながら、さらに全クラスの授業と図書室との連携も図るといのは、なかなか大変なことです。本当にその司書教諭の方が機能するためにどうしたらいいかということを考えていただけたらいいなと思います。何かその点は工夫されていることというのはありますか。

○**指導室長** 司書教諭については学校の図書委員会という活動があって、その中心的な役割は担っております。加えて港区としてはRASですとか図書館司書等が司書教諭だけでは賅えない部分を一応サポートするような、フォローする施策はできていますということが、今の段階でのお答えでございます。

○**図書・文化財課長** 今回の継続的な目標として、学校図書館の支援センター機能についての検討を現行計画でも記載しております。その中で、学校の授業の支援というものができる仕組みについて、図書館として何ができるかをあわせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○**小島委員** そこで不読率を改善する何か色々なのをやっていただければ、さらにいいのではないかと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 先程も同じようなことを申し上げましたが、例えば「3のところは前と同じです」とご説明がありましたけれども、よく見ると現行の計画の3と5が合わさって今の新しい3になっているという形だと思うのですが、そういう理解でよろしいですね。

○図書・文化財課長 その通りです。

○山内委員 そのようなところは、少し整理して書いておいていただいた方が分かりやすいと思います。

○教育長 1、2もそうですよね。組みかえていますね。

○図書・文化財課長 ご指摘の通りです。

○教育長 それはそのようにしてください。あと、1ページ目の現状のところ「年」しか書いていない箇所があるので、「何年何月」と入れておいてください。書いてあるものと書いてないものがあります。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第48号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第48号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 議案第46号 愛宕弓道場の継続について

○教育長 次に日程を戻しまして、議案第46号「愛宕弓道場の継続について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 「愛宕弓道場の継続」につきまして、資料ナンバー4を用いてご説明させていただきます。愛宕弓道場は平成30年3月31日まで独立行政法人都市再生機構（UR）が所有する土地を一時使用貸借し、運営しておりましたが、このたび土地の一時使用貸借期間を1年間更新することが可能となったことから、弓道場の運営を1年間延長させていただきます。

まず、項番1の「施設の概要等」についてでございます。所在地は港区愛宕一丁目7番8号で、資料の2枚目に添付させていただいている案内図の真ん中あたりにある黒塗りをした部分が施設の場所になります。またそのほかの施設の概要等については資料記載のとおりとなります。

2番目、「土地一時使用貸借期間」でございますが、今まで平成24年12月27日から平成30年3月31日までであったものを、今回1年間延長いたしまして平成31年3月31日までということで変更させていただきます。

続きまして、項番3の「土地の一時使用貸借期間更新の理由」でございます。港区の弓道連盟をはじめといたしまして愛宕弓道場の利用者からは、今後も継続して弓道場を利用したいというご要望があるということと、今後もスポーツの振興を通じて区民の健康増進、体力の向上を図るため弓

道場の運営を継続し、土地を借りる必要があるということで、更新させていただきます。

続きまして、項番4の「今後のスケジュール」でございます。本日ご審議いただいた後6月20日の庁議に諮りまして、6月下旬に区民文教常任委員の皆様へ情報提供、また港区体育協会・港区弓道連盟等の利用者の方への周知を同時に行います。その後は平成29年7月下旬に区民文教常任委員会にて報告する予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見、ございますでしょうか。

○小島委員 この件については毎年1年間延長ということで、この時期にこの議案が出てくるので、中身的にはそのとおりののですが、毎回教育委員会で議論されているのは、これについてかなり賃料を払わなくてはいけないということと、その賃料について受益者負担として、そろそろ利用者からある程度の利用料を取らなくてはいけないのではないだろうかということで、その件についてはもう少し考えましょうということで今まで来ていると思います。

だから、中身的にはこれでいいのですが、その話を検討していただかないといけないかなと思いますので、要望として述べさせていただきます。

○生涯学習推進課長 愛宕弓道場の前身である檜町の弓道場のころから、また、その後も暫定施設として愛宕弓道場を整備している関係から、利用料は無料ということで運用しています。今後また本格的な施設の整備に当たりまして、使用料の徴収等については検討していきたいと考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第46号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第46号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 日程第3 教育長報告事項

#### 1 港区立港郷土資料館の夏季休業期間中の臨時開館について

○教育長 日程第3教育長報告事項に入ります。「港区立港郷土資料館の夏季休業期間中の臨時開館について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 報告事項1「港区立港郷土資料館の夏季休業期間中の臨時開館」につきまして、ご説明させていただきます。資料は教育委員会資料ナンバー1でございます。

港郷土資料館につきましては、区立小・中学校の夏季休業期間中でありまして7月21日から8月31日までの期間、児童・生徒等の来館の利便性を図るために日曜日及び祝日の臨時開館を行っております。

本年度の臨時開館日でございますけれども、1に記載のとおり、7月23日を皮切りに合計7日間となっております。利用者への周知方法は、「広報みなと」7月11日号、「教育委員会広報誌ひろば」7月号及び「ミナトマンスリー」7月号へのお知らせ記事の掲載のほか、区及び郷土資料館のホームページでお知らせをいたします。また郷土資料館や区立図書館、各地区の総合支所内にポスターを掲示いたします。あわせて校長会・園長会におきましても周知を行ってまいります予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

○教育長 次に、「港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について」説明をお願いします。

○指導室長 資料2を使ってご説明させていただきます。港区いじめ問題対策連絡協議会は、以前の教育委員会でご説明をさせていただいた内容で実施いたしました。つきましては、今回は出た意見等に絞ってご報告させていただきます。

資料の表面、3番の「内容」のところでも取り上げておきたいのは、実際に港区においてどのような取組がなされているかということで、指導室のものは以前にお示しした資料のとおりです。

小・中学校からの具体的ないじめを防止するための取組として、小学校では異年齢の交流活動、これを使って子どもたちの思いやりの心の醸成を図っています。それからスクールカウンセラーの面談、区の事業として行っていますhyper-QU、これは人間関係が分かる心理調査のもので、それを活用した人間関係の把握、教員の研修の実施。そして校長会等が出てきている、実際にいじめの対応をどう行ってきたかということを経験共有して、その精度を高めていくこととさせていただきます。

中学校においては生活指導の部分がかなり色濃く出ておりますので、校内のいじめ防止委員会をきちんと開催しているということと、あと少し気になるころでは、これは一部の校長の意見なのですが、学校選択制の関係で色々なところから来る子どもたちがいるので、どうしても最初人間関係をつくる時にトラブルが発生する事例があると。そこに関して気を使っていかなくてはいけないと実感しているというご報告でございます。

あと③「みなと子ども相談ねっと」は子ども家庭支援センターがやっているものなのですが、そこには私立からの相談の件数も結構あると。また学校を特定できないような相談が出てきて、これについては今後どうしていくかが課題になるかなということとございました。

また⑤「第24回子どもの人権メッセージ発表会」につきましては子ども人権委員会で、今年度は港区が会場当番ということで、また改めてご紹介いたしますが、赤坂で開催されますので、そこでさまざまな子どもたちのいじめに対する意見等が出てまいりますというご報告でございます。

裏面でございます。意見交換の中では、小学校のPTAの代表の綿谷委員から、子どもたちが相談しやすい環境を、センターだけではなく、ぜひ港区内において構築してほしいというご意見がありました。例えば子どもたちが電話する場所ですとか番号ですとかを年3回くらい周知する、そういった工夫が必要ですねというお話でした。

子どもメンタルクリニック芝の武石先生からは、余り聞きたくない事例なのですが、ある校長が暴言についてはいじめとして取り上げず、物をとったことはいじめであると認定したことから不登校になってしまった子どもがいる、ちょっとした対応の仕方を誤ると、子どもが不登校になって、それがいじめに発展することがあると。また発達障害のある子どもの対応もやはりいじめにつながるケースがあるので、ぜひ学校の中でも気を付けてほしいというようなお話でした。

私立中学校、広尾学園中学校の教頭先生においでいただきまして、今回貴重なお話だったのですが、私立を受験するお子さんたちは受験勉強に時間を費やし、学力を伸ばして自信を持って入ってくるのですが、入学すると自分よりさらに成績の良い生徒たちが多くて、上には上がいるということでしょうか、自己肯定感が低くなる傾向やねたみとかそねみとか、色々なことから友達に対する嫌がらせなんかで発展する傾向があると。ですから私立ではすごく気を使っていますよというお話と、私立ならではなのですけれども、臨床心理士や医師との面談を、特に医師というのが特徴的だったのですが定期的に行うなどしているそうです。公立はスクールカウンセラーとの面接をやっていますが、私立でもこうした工夫をしておりますというようなご報告をいただきました。

以上で報告とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ございますでしょうか。

この連絡協議会は予定していた時間をかなりオーバーしたようですね。本当にいい情報共有ができたと思います。

○指導室長 区立学校のものが7月4日にスタートいたしますので、ご協力よろしく願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 3 後援名義等の5月使用承認について
- 4 生涯学習推進課の5月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の5月の各事業別利用状況について
- 6 図書館・郷土資料館の5月行事実績について
- 7 図書館の5月分利用実績について

○教育長 次に、「後援名義等の5月使用承認について」「生涯学習推進課の5月事業実績について」「生涯学習推進課の5月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の5月行事実績について」「図書館の5月分利用実績について」、この5件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほかありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 分かりました。なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会が6月26日月曜日午後3時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時59分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐